

令和元年 11 月 15 日
資 料 提 供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
嶋田、菅野、石井（内線 2674）
（直通）073-441-2674

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき 太陽光発電事業計画の縦覧等を開始します

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、太陽光発電事業計画等について、下記のとおり縦覧等を開始しますのでお知らせします。

また、縦覧期間中において、利害関係を有する方は環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができますので併せてお知らせします。

記

1 太陽光発電事業の概要

事業者	SIPP2 合同会社
事業の名称	和歌山海南下津太陽光発電所
事業区域の所在地	海南市下津町下津 3177-1,3178,3192-14
事業の規模	500kW (15,034.86m ²)

2 縦覧及び意見募集期間等

令和元年 11 月 15 日（金） から 令和元年 12 月 16 日（月） まで

3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通1-1 TEL：073-441-2674	9:00~17:45	土、日、祝日
海草振興局健康福祉部衛生環境課（海南保健所） 海南市大野中939 TEL：073-483-8825		
海南市役所 下津行政局 海南市下津町丸田217番地1 TEL：073-492-1212	8:30~17:15	—

4 意見提出方法

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

意見提出方法	提出先等
直接提出 (平日のみ)	①和歌山県庁 環境生活総務課 ②海草振興局健康福祉部衛生環境課 (海南保健所) ③海南市役所 下津行政局
郵送	県環境生活総務課 (当日必着)
FAX	073-433-3590 (県環境生活総務課)
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp (県環境生活総務課)

5 ホームページでの情報提供

下記ホームページにて、本条例の詳細等の情報を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (和歌山県環境生活総務課)
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html>

6 その他

太陽光発電事業の計画等については、事業者により公表されています。

(計画概要：事業者ホームページに掲載、計画書一式：海南市役所下津行政局で縦覧)